新潟県公安委員会規則第２号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県公安委員会

委員長　　和　田　　裕

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改　　正　　後

別表

署名	名　称	位　置	所　管　区　域
（略）			
上越警察署	（略）		
	春日山交番	（略）	上越市のうち新光町１・２丁目、中門前１・２・３丁目、木田１・２・３丁目、木田新田１・２丁目、藤巻、春日山町１・２・３丁目、大豆１・２丁目、春日野１・２丁目、藤新田１・２丁目、山屋敷町、大学前、藤野新田、富岡、大道福田、土橋、大字藤巻、岩木、木田、薄袋、藤新田、宮野尾、牛池新田、春日、中門前、大豆、中屋敷、寺分、藤野新田、富岡、南田屋新田、北田屋新田、中々村新田、大日、中田新田、上島、平岡、大道福田、大道新田、赤塚新田
	（略）		
	三ツ屋交番	（略）	（略）
	（略）		
	牧駐在	上越市	上越市牧区全域

改　　正　　前

別表

署名	名　称	位　置	所　管　区　域
（略）			
上越警察署	（略）		
	春日山交番	（略）	上越市のうち新光町１・２丁目、中門前１・２・３丁目、木田１・２・３丁目、木田新田１・２丁目、藤巻、春日山町１・２・３丁目、大豆１・２丁目、春日野１・２丁目、藤新田１・２丁目、山屋敷町、大学前、藤野新田、富岡、大道福田、土橋、大字藤巻、土橋、岩木、木田、薄袋、藤新田、宮野尾、牛池新田、春日、中門前、大豆、木田新田、中屋敷、寺分、藤野新田、富岡、南田屋新田、北田屋新田、中々村新田、大日、中田新田、上島、平岡、大道福田、大道新田、赤塚新田
	（略）		
	三ツ屋交番	（略）	（略） 上越市頸城区のうち西福島、下吉、上吉、松本、市村、美しが丘、望ヶ丘、上三分一、下三分一、北四ツ屋、浮島
	（略）		
	柳島駐	上越市	上越市牧区のうち宮

		所	牧区柳島			在所	牧区柳島	口、山口、東松ノ木、荒井、柳島、小川、国川、樫谷、泉、神谷、大月、川井沢、池舟、七森、吉坪、片町、平方、坪山、落田、平山
						桜滝駐在所	上越市牧区桜滝	上越市牧区のうち岩神、高尾、田島、原、上昆子、下昆子、上牧、府殿、棚広新田、宇津俣、下湯谷、桜滝、倉下、棚広、今清水、切光、高谷
		（略）				（略）		
		大潟交番	上越市大潟区潟町	上越市大潟区全域		犀潟駐在所	上越市大潟区犀潟	上越市大潟区のうち犀潟、渋柿浜、潟守新田
						土底浜駐在所	上越市大潟区土底浜	上越市大潟区のうち四ツ屋浜（236番地３から337番地１までを除く。）、下小船津浜、上小船津浜、土底浜（字古新田を除く。）、潟田、蜘ヶ池
						潟町駐在所	上越市大潟区潟町	上越市大潟区のうち潟町、雁子浜、内雁子、内雁子新田、九戸浜、岩野古新田、吉崎新田、高橋新田、里鵜島新田、山鵜島新田、米倉新田、和泉新田、長崎、土底浜の一部（古新田）、四ツ屋浜の一部（236番地３から337番地１まで）
		頸城交番	（略）	上越市頸城区全域		頸城駐在所	（略）	上越市頸城区のうち島田、五十嵐、下千原、千原、諏訪、百間町、上神原、下神原、北福崎、榎井、下米岡、下中島、城野腰、松橋、松橋新田、舟津、森下、宮本、北方、青野、宮原、潟口、飯田、東俣、柿野、川袋、下中村、鵜ノ木、立崎、片津、姥谷内、大坂井、田中、下池田、西湊、岡田、中柳町、上柳町、富田、柳町新田、寺田、大谷内、下柳町、中城、戸

（略）	口野、手宮、石神、石神新田、塔ヶ崎、森本、花ヶ崎、上増田、天ヶ崎、大蒲生田、日根津、上池田、大潟、玄僧、矢住、中増田、下増田、仁野分、手島
（略）	（略）
（略）	（略）

附　則

この規則は、令和５年２月15日から施行する。